領土と市民権

-----国境変容へのひとつのアプローチ------

樽本 英樹

はじめに――国境問題の基底的要因

近年、日本近海が騒がしい。尖閣諸島、竹島、北方四島などをめぐって、政治家もメディアも一般大衆も真剣そのものである。日本、中国、韓国、台湾、ロシアといった当事国のどれもが譲り合う気配はない。これは日本近海に限らない。どの国同士でもどの地域でも、状況は類似していることだろう。なぜこのように国境をめぐる領土問題は先鋭化するのだろうか。

ひとつの解答は、国民国家(nation-state)が国際的な秩序の基本的単位となっていることである。基本的な秩序原理として、世界は二重の意味で複数の国民国家に排他的に分割されることで統治されている。第一に、国民国家が成立するためには「領土(territory)」が必須である。すなわち、領土を持っていなければ国民国家は成立しえない。そこで南極などの例外を除き世界の全領域はどこかの国民国家に排他的に帰属する「固有の領土」にされていくことになる。第二に、国民国家が成立するためには「国民(nation)」が存在しなくてはならない。すなわち「国民」という国家を運営する「固有の人々」がいて、初めて国民国家は成立するのである。

このように、近代以降の世界秩序は国民国家を基本単位として成立している。ある「領土」とある「人々」は、あるひとつの国民国家だけに帰属し他の国家には帰属しないという理念の下に成立してきた。この二重の存立条件が国民国家という観念を、単に必然的根拠のない「擬制」ではなく、実在性と実効性を十分備えた政治組織化原理にしてきたのである。

以上のように考えると、なぜ領土問題が各国の譲れない極めて重要なイシューになっているのかが理解される。国民国家が自分の領土を他国に譲ることは、世界秩序を乱すだけでなく自らの存在根拠を危うくすることになる。したがって、領土問題は譲歩しがたいイシューとして各国やそこに内属する行為者たちに対して立ち現れるわけである。

しかし、ここで新たな疑問が思い浮かぶことであろう。国民国家の二重の存立条件のうち、「人々」についてはどのような状況になっているのだろうか。近年、人の国際移動が極めて盛んになり、多くの国際移民や外国人が自国ではない国々で滞在している。一国に長

く留まることなく移動を繰り返す人も多い。ということは、国民国家は「固有でない人々」をその内部に含んでいるのではないか。国民国家は「固有でない人々」を包摂し許容しているのではないか。さらに言えば、もし包摂・許容しているとすれば、国民国家は今後も存立し続けることができるのであろうか。

本稿は、国民国家の国境変容をめぐる新たなアプローチを探究しよう。まず国境変容の問題を「人々」の観点から考察していく。次に「領土」に関する国境と「人々」に関する国境との違いを考慮する。そして、領土問題に関する含意を提示することにしよう。

1. ナショナル市民権の登場

国民という「固有の人々」の登場は、もちろん国民国家の登場と同時的な現象である。今日、世界で機能している国民国家システムはまず、1648年ウェストファリア条約の締結によって帝国に代わり主権国家体制が確定され、1789年フランス革命で国民と国家との一体化が完成したというのが通説的な理解であろう。確かにこれには異論がある。例えばスティーブン・クラズナーは、ウェストファリア条約がそれ以前にすでに存在した神聖ローマ帝国内部の諸侯の権利を後追い的に認めただけであり、その後も完全な主権国家など存在したことはないと主張する(1)。しかし、遅くとも18世紀終わりには「国民」が登場し、そして世界中に広まっていったことは認めてもよいであろう。



図1 市民権の概念図

ある人々の集合を「国民」と確定するということは、別言すれば市民権(citizenship)のもたらす地位が国籍と同一視されることになったということである。市民権は社会のメンバーを確定し政治的に組織化する装置である。その中身は社会契約を示す地位(status)と権利と義務(rights and duties)、そして情緒的側面に属するアイデンティティ (identity)から成る⁽²⁾

⁽¹⁾ スティーブン・クラズナー著、河野勝訳「グローバリゼーション論批判:主権国家概念の再検討」渡邊昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス:政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年、45-68頁。

⁽²⁾ 参加(participation)を市民権の四つめの側面とする研究もあるけれども、本稿では権利の一部として扱う。すぐ後に見る市民権のリベラル化仮説においてはアイデンティティの一部として取り扱われている。

(図1)。そもそも古代ギリシア・ローマに端を発する市民権は、近代において「国民の地位」となり、「国民に対する権利と義務」を示し、「国民としてのアイデンティティ」を持つ者に付与されることになった。このように近代において優位になった市民権のタイプをナショナル市民権(national citizenship)と呼んでおこう⁽³⁾。

このように、ある領土が主権国家観念を介して「ナショナルなもの」と規定されたのと同じように、ある人々の集合もナショナル市民権を介して「ナショナルなもの」と認識されていったのである。

2. 市民権の変容か

2.1 市民権のリベラル化仮説

ところが、「人々」に関して欧米諸国およびオセアニアの旧大英帝国植民地諸国はナショナルな市民権から逸脱した傾向を見せていると言われる。この「市民権の快適地域(the comfort zone of citizenship)」を見ると、領土に関しては譲歩できない国民国家が、国民国家のもう1つの存立条件である「人々」に関しては譲り始めているように見える。すなわち、「固有でない人々」を内部に包摂する傾向を見せ、「人々」の国境が開放的になっているという。この傾向を市民権という視角から最も包括的に議論したのは、クリスチャン・ヨプケであろう。ヨプケは、因果関係などに関するいくつかの留保をつけながら、国際移民の増加に伴う市民権の三つの側面に関する変容を次のような「論理補完的関係」としてまとめている。

- (1) 地位に関しては、国籍の付与が容易になるなどリベラル化が進むことで諸市民をエスニックに多様化し、
- (2) 権利に関しては、福祉国家的な社会的諸権利が衰退しつつ、代わりに外国人の反差別的な権利とマイノリティの集団的な権利が強調されるようになり、
- (3) アイデンティティに関しては、民族や文化の多様化が人々の求心力を失わせる中、国家は統一と統合を達成するため市民権の性能を向上させようというキャンペーンで応じるものの、その性能向上はリベラルで普遍主義的な用語で行わざるをえないという制約を抱えている(4)。

このようにまとめられる考えを、市民権のリベラル化仮説と呼ぼう。「市民権の内部包

⁽³⁾ 別言すれば、市民権(citizenship)、国籍(nationality)とはそもそも異なる概念である。前者は古代ギリシア・ローマから続く人々の政治共同体を示す概念であり、時代や社会によって所属する成員は様々に異なってきた。そして近代になりナショナル市民権が登場して初めて、市民権と国籍は一致し「国民」が政治共同体の構成員となったのである。詳しくは、樽本英樹『国際移民と市民権ガバナンス:日英比較の国際社会学』ミネルヴァ書房、2012年を参照。

⁽⁴⁾ Christian Joppke, *Citizenship and Immigration* (Cambridge and Malden: Polity, 2010), pp. 148–152(邦訳: クリスチャン・ヨプケ著、遠藤乾ほか訳『軽いシティズンシップ:市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』岩波書店、2013年、207–212頁).

摂性が外部排他性を凌駕するようになった」というわけである。もし市民権がこのようなリベラル化の傾向を持つとするならば、国民国家のもうひとつの存立条件である領土とは対照的である。しかし、「人々」の国境は急激に緩んでいるという状況観察ははたして正しいのだろうか。人々と人々の間の「国境」は市民権の変容によって開放化しているのであろうか。これらは、今後の国境問題を見据えるために早急な検討を要する問いとなっている。以下では、市民権の三つの側面である地位、権利、アイデンティティの順に考察を加えていこう。

2.2 地位

まず市民権の三つの側面のうち地位は、「人々」に関する国境の開放化を示しているのであろうか。市民権のリベラル化仮説は、国籍継承、帰化、二重国籍といった点において市民権が移民・外国人に対して開放的になっているとしている(5)。第一に、国籍継承に関して血縁主義を採用していた国々も出生地主義の規則を補完的であれ取り入れ、血縁を超えた人々に国籍を与えるようになった。加えて、伝統的に出生地主義の国は外国人の出生児の国籍取得に、両親が一定期間合法的に居住していることを求めるようになった。どちらの動きも国家と個人の「真正な結合(genuine connection)」を追求しているという。第二に、外国人の帰化に関して国家の自由裁量が縮小し、外国人の権利の側面が強まった。帰化のための「同化」要件は「統合」要件へと緩められている。第三に、一個人が一国家に属するという国民国家システムの原則のために長らく忌避されてきた二重市民権が容認されるようになった。その理由には、平等と人権への配慮、進展は避けられないというあきらめの広がり、二重市民権の利益は費用を上回っているという合意の増大などが挙げられる。

ところが、いくつか検討すべき点が残されている。第一に、国籍継承に関して海外同胞に市民権を付与しようという「再民族化(re-ethnicization)」をリベラル化ではなく制限的傾向である⁶⁰としていることで、「リベラル化」がいったい何を指しているかが疑問になる。制限的傾向であると判断する根拠は、「領土や社会化による紐帯が軽視される一方で血縁や子孫による紐帯が重視されるという傾向」⁶⁷だからというものである。しかしその記述の後にヨプケ自身が認めているように、この再民族化は二重国籍の容認と組みあわせて行われることが多い。二重国籍という人々の国境の開放化と同時に生起するとすれば、再民族化もリベラル化の一形態と捉えられるかもしれない。また、ポルトガルでは出生地主義を取り入れる国籍法のリベラル化の一環として、国籍取得の対象者が在外ポルトガル移民の子どもまでから孫へまでと拡張された。以上の事実は、リベラル化という概念が揺れ動いて

⁽⁵⁾ *Ibid.*, pp. 34-72 (邦訳:53-102頁).

⁽⁶⁾ Ibid., pp. 63-65 (邦訳: 91-92頁).

⁽⁷⁾ Ibid., p. 64 (邦訳:92頁).

いることを示している。

第二に、ヨプケは市民権の地位のリベラル化を論じる際に、出生時の継承および出生後の帰化などによるナショナル市民権の取得のみに着目している。すなわち、市民権の地位を国籍と同等視している。確かに、前で述べたように第二次世界大戦後の世界標準はナショナル市民権である。ところが、移民のグローバル化時代における市民権の地位の問題はそれだけにとどまらない。地位の観点で国際移民の定住化によって1970年代以降に問題化したのは、国民と外国人という二分法的な地位に還元できない地位が登場してきたという現象である。特に両者の中間に位置する地位はデニズンシップ(denizenship)やポストナショナル・メンバーシップ(postnational membership)といった概念で指し示されており、移民・外国人をめぐる市民権的地位の開放化を含意するものである⁽⁸⁾。ヨプケが市民権の地位のリベラル化としてこのような新たな現象をほとんど考慮していないことは大きな疑問である。

さらに、このような中間的地位は入国管理の結果であり、市民権に直接関わるものではないという反論が提出されるかもしれない。しかし、入国管理政策とその結果まで考えないと市民権の開放化の問題が解明できないことは、ヨプケ自身も認めている。ナショナル市民権という地位の開放化の度合いは、入国管理の厳格さの度合いによって左右されるの

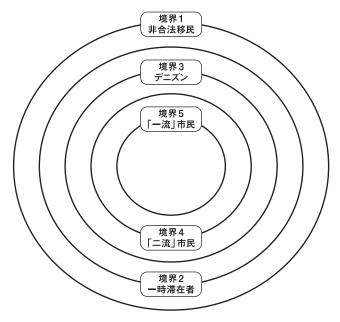


図2 ハマー=小井土=樽本モデル(HKTモデル)

⁽⁸⁾ Tomas Hammar, Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens and Citizens in a World International Migration (Aldershot: Avebury, 1990) (邦訳:トーマス・ハンマー著、近藤敦監訳『永住市民と国民国家:定住外国人の政治参加』明石書店、1999年); Yasemin Nuhoglu Soysal, Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe (Chicago: University of Chicago Press, 1994).

であると⁽⁹⁾。しかし入国管理は、国籍(国民の地位)と非国籍(非国民の地位)に二分しきれない地位もつくり出すことを市民権の地位の側面で捉えないのはなぜだろうか。むしろ、積極的に市民権の地位は国籍以外にも存在すると捉えるべきである。国籍を表す「完全な市民権(full citizenship)」だけでなく、中間的地位など国籍/非国籍に収まらない地位を含意する「部分的市民権(partial citizenship)」をも考察の射程に収めて「市民権のリベラル化」および「人々」の国境を考えるべきなのである。

そこで、理論モデルによって複数境界で区切られる市民権の多層性を把握しなければならない。ハマー=小井土=樽本モデル(HKTモデル)に従えば、ヨプケの指摘は、国籍取得に関する境界4を開放的にするためには境界1、2、3を閉鎖的にしなくてはならないというようにまとめることができる⁽¹⁰⁾(図2)。このことからも、市民権の地位は多層的に把握すべきであり、境界4だけに限った考察は不十分な試みになると理解されるのである。

2.3 権利

次に、市民権の権利の側面は国境の開放化を示しているのであろうか。市民権のリベラル化仮説は、次の三点にリベラル化の傾向を読み込んでいる。第一に社会内で民族的およびエスニックな多様性が増大して社会内の連帯を弱め、福祉国家体制における社会的権利を弱めている。第二に、外国人の反差別的な権利が強調されるようになった。第三に、マイノリティに集団的な権利が認められるようになった。

しかし、このような市民権の権利の側面におけるリベラル化傾向にも検討を加えなければならない。

第一に、ヨプケ自身も認めているように、近年の実証的研究はエスニックな多様性と、連帯・信頼の弱体化および福祉的給付の減少との関係におおむね疑問符をつけている。むしろ、多様性の大きい社会の方が福祉国家体制を維持しているという証拠さえ挙げられている(11)。とすれば、社会的諸権利に焦点を合わせると個人に責任を負わせるリベラル化ではなく、社会がある程度責任を負うコミュニタリアン的な傾向が国際人口移動の盛んになった現在においてもいまだ優位であるということにはならないだろうか。さらに国境という観点から見ると、前者のリベラル化は移民・外国人を包摂するというよりは排除もしくは放置することを意味する。一方、後者のコミュニタリアン的傾向は、現在多くの国で外

⁽⁹⁾ Joppke, Citizenship and Immigration, pp.155-156 (邦訳:216-217頁).

⁽¹⁰⁾ HKTモデルについて、特に国境や境界の観点から詳しくは次を参照。Hideki Tarumoto, "Un nouveu modèle de politique d'immigration et de citoyenneté? approche comparative à partir de l'expérience japonaise," *Migrations Société* 17, no. 102 (2005), pp. 305–337 (Traduit de l'anglais par Catherine Wihtol de Wenden); Hideki Tarumoto, "Managing Borders and Migrants through Citizenship: A Japanese Case," *Eurasia Border Review* 3, no. 2 (2012), pp. 41–54 [http://www.borderstudies.jp/en/publications/review/data/ebr32/tarumoto.pdf].

⁽¹¹⁾ Keith Banting and Will Kymlicka, eds., *Multiculturalism and the Welfare State: Recognition and Redistribution in Contemporary Democracies* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2006).

国人住民にも福祉的給付を行うことを含んでいる。ということは、リベラル化よりもコミュニタリアン的傾向の方が開放性を示すことになるのではないか。市民権のリベラル化仮説の想定とは逆になっている可能性がある。これらの点からも、リベラル化概念の精緻化が必要だと判断される。

第二に、反差別的権利の強調は確かに移民・外国人を個人として保護するというリベラル化の特徴を示すかもしれない。しかし例えば英国の人種関係法に見られるように、多くの反差別法は移民・外国人がその本人の持つエスニックな背景に基づく差別が存在したとき、その本人を保護するという形で発動される。そのとき、その外国人個人は権利主体として見なされつつも、同時に事実上エスニック集団の一員としても処遇されている。個人を権利主体として処遇するという点ですぐ後に見る集団的権利よりもリベラルだとは言えるかもしれないけれども、反差別法が有効性を発揮しているということはコミュニタリアン的な共同体的論理も作動していると考えるべきではないだろうか。

この点に関連して第三に、マイノリティに集団的権利が付与される際にも二つのことを 区別する必要がある。ある集団的背景を持つ個人に対して権利が認められるのか、それと も集団を権利主体として認めているのかの違いである⁽¹²⁾。前者の場合は確かに個人の生き 方の多様性を尊重するという意味でリベラル化と言えるかもしれない。一方後者の場合は リベラル化よりもむしろ共同体的発想が前面に出ているように見える。

HKTモデルは、権利に関する市民権のリベラル化仮説にも示唆を与える。ヨプケは市民権の地位に関してHKTモデルにおける境界4に限定して議論していたにもかかわらず、権利の側面では事実上、他の境界にも考察を広げているのである。ここで市民権概念をダブルスタンダードで使っていることがわかる。そして、市民権のリベラル化仮説の展開の中で「ポストナショナルな市民権論」を「包括的な権利の貯蔵庫になったことは一度もない」し容易に後退させられうる(reversible)と一刀両断にしている(13)。国家が否定できない最低水準の外国人の権利は、憲法や国際条約を後ろ盾として確かに存在するけれども、そのような権利でさえ極めて脆弱であるという(14)。しかし、境界1から3に関わる労働、教育、福祉などの諸権利は移民・外国人の市民権として多くの国で「すでに後退させられないもの」として定着してはいないだろうか。中でも境界の3と4の間に位置する永住外国人の諸権利はそれほど脆弱なのだろうか。例えば、外国人住民への福祉受給権の授与や地方参政権の付与は、外国人をホスト社会の「準市民」にする動きであり、世界的な流れとして否定しがたいのではないか。ヨプケ自身も触れているヨーロッパ連合(EU)における欧州司法裁判所の一連の革新的な判決は、EU内部に大量の「準市民」を創出しているのではないか。

⁽¹²⁾ 盛山和夫『リベラリズムとは何か:ロールズと正義の論理』勁草書房、2006年、267-268頁。

⁽¹³⁾ Joppke, Citizenship and Immigration, p. 73 (邦訳:103頁).

⁽¹⁴⁾ Ibid., p. 85 (邦訳:119頁).

またこの動きは、市民権のリベラル化を示すと判断されるのであろうか。「人々」の国境は 開放的になってきたということになるのだろうか。デニズンシップやポストナショナル・ メンバーシップなどの地位に随伴する諸権利と、市民権のリベラル化との関係を再検討す べきである。

2.4 アイデンティティ

市民権の第三の側面はアイデンティティである。アイデンティティに関するリベラル化の問題は、移民・外国人の社会統合の場面で顕在化する。第二次世界大戦後、市民権の快適地帯に属する各国はリベラル国家となった。リベラル国家の存立根拠は、諸個人の自律と他者への寛容である。そして、国家は個々人の内面に関わる生き方や善には干渉してはならないとされる。その結果、リベラル国家の基本的な原則は、社会統合の核になるものを提供できない。普遍的な価値は示すことができるものの、具体的な価値を提示することはできなくなる。つまり、人々を「他の共同体ではない他ならぬこの共同体」に引きつけることができない。ところが、国境を越える移動が活発化すると、社会内に当該社会に対するアイデンティティを持たないか、希薄にしか持たないと見なされてしまう人々が増加していく。自国生まれ (home-grown) のテロリストたちの登場は、この傾向に拍車をかけている。そこで多くの国が市民権のアイデンティティ的側面を強化しようと、帰化の際に市民権テストや市民権授業、ホスト国家や民主主義への忠誠を示す宣誓などを導入しているものの、リベラル国家の「私的領域不干渉の原則」ゆえにそれらは普遍主義的で手続き的なものにとどまってしまう。このような事態をヨプケはリベラル国家のパラドクスと呼ぶ(15)。

このような市民権のアイデンティティ的要素に関する指摘は、市民権のリベラル化仮説の中でも独創的なものに見える。ところがここでも「人々」の国境という観点から検討すべき点が残されている。最も大きなものはやはり、市民権のアイデンティティ的側面における「開放化」とは何かというものである。確かに国家が押しつけるという意味でのアイデンティティは、ナショナルな画一的なものでなくなっているのかもしれない。例えば、帰化の際に市民権テストを導入したとしても、帰化希望者に当該国に関する知識を問うことはできても、その人々の当該国に対する心情を問うことはリベラル国家の原理には背くというように。少なくとも先進諸国において同化主義的な政策がほぼ完全に否定されている現在、特定のアイデンティティを押しつけること、さらに推奨することさえかなり難しいであろう。しかし、極右政党・団体の活動に典型的に見られるように、特定のアイデンティティを求める動きは市民権の快適地域の国々でさえ興隆し、しばしば国家にも抗いがたい力となっている。さらに、このアイデンティティの側面の考察で、市民権のリベラル化仮説は国家が供給するという点でのみアイデンティティを捉えているけれども、人々のアイ

⁽¹⁵⁾ *Ibid.*, pp. 111-144 (邦訳:155-201頁).

デンティティは当該社会で日常生活を送る過程で醸成されるのであり、それが世代を経るとホスト社会のものと変わらなくなる場合は多い。加えてそのような過程で、ホスト社会のアイデンティティさえ変化していく。したがって、市民権のリベラル化仮説のアイデンティティに関する取り扱いは、国家に対置される市民社会において、一方で移民のアイデンティティが当該社会のものに近似していく過程を見逃しており、さらに当該社会のアイデンティティは変わらないという本質主義的な見方をしているようである。

3. 閉鎖的な領土と開放的な人々

3.1 ナショナル・アイデンティティという共通性

市民権のリベラル化仮説は、多くの留保を付けなくてはならないものの「人々」の国境が 反省されており、少なくとも地位の側面では以前よりも開放化してきたという事実を示し ている。国民国家存立のもうひとつの原則である領土がいまだ閉鎖的であることに比べ て、なぜ「人々」の境界は開放的になってきているのであろうか。領土と人々の共通点と相 違点に着目しつつ考察を加えよう。

まず共通点を考えてみよう。人々の国境を規範理念的に規定しているのは、市民権の一 側面にもなっているアイデンティティである。特に、国民国家が世界的標準になっている 現在、ナショナル・アイデンティティが人々の国境を基本的には決めている。しかしその 決定力が弱まっているのではないかというのが、先に見た市民権のリベラル化仮説の中核 的主張のひとつであった。実は、領土の境界を決めているのも基本的にはこのナショナ ル・アイデンティティである。例えば、佐藤成基 はドイツがオーデル・ナイセ線以東に広 がった領土を最終的にポーランドの領土と認めた理由には、ドイツのナショナル・アイデ ンティティの変化があると主張する⁽¹⁶⁾。第二次世界大戦におけるナチス・ドイツの敗北以 後、ポーランドとソ連に占拠された東方領土からは大量の「追放者」が出た。その追放者の 苦境はドイツを東方領土に固執させ、1937年時における領土をドイツと捉える考えを長ら く残存させてきた。このときドイツは「帝国アイデンティティ」と呼べるナショナル・アイ デンティティを持っていたのだという。しかし時代を経て1990年に東西ドイツの統一に至 るまでに、ポーランドとの融和を進めるなど現実的な国際政治上の配慮が前面に出てくる と、ナチスの暴挙を反省し謝罪しヨーロッパに平和をもたらすことこそドイツのなすべき ことだという考えが優位になってくる。すなわち、ドイツのナショナル・アイデンティテ ィは「ホロコースト・アイデンティティ」へと変化してきた。佐藤はこのナショナル・アイ デンティティの変化こそが、ドイツに東方領土の放棄を決断させたのだというのである。

そのメカニズムについてはさらなる探究を要するものの、人々にしても領土にしても、 それらの国境の決定にはナショナル・アイデンティティが深く関わっているということは

⁽¹⁶⁾ 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土:戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』新曜社、2008年。

重要な観点である。

3.2 領土の客体性

しかし、領土と人々は以下の点で異なっている。

まず、領土というのは物質的な財である。もちろん領土がある場所から移動することは 基本的になく自らの主体性を持たない。したがって、国家にとっては完全なる客体として 扱われるのである。その結果、ある領土がどこに属するかは国家対国家のゼロサムゲーム 的様相を呈する。もちろん、漁業や資源採掘などに関する共同使用権を設定するといった やり方はあるけれども、共同所有権といった根本的な解決は難しい。

他方、人々はもちろん身体という物質性も持っているけれども、国境を越えて移動するなどの主体性を持つ存在である。国民国家システムにおいては国民として国家を運営するという主体性まである。したがって、国家はむげに人々の意志を無視することができない。もちろんかつては人々の意志は、自民族決定主義などを介して移民・外国人に対して排他的になっていた。ところが国際移民がグローバル化するに伴って、人々に関する国境は必ずしもゼロサムゲームを構成しなくなってきている。地位に関して言えば、国家Aに属しつつも国家Bの領域に居住することがその主体性ゆえに否定しがたくなっている。それに随伴して、国籍を持たないまま国家Bの領域内で権利を享受することもその人々の主体性を尊重する形で可能となってきている。これらを引き起こす要因としては、国家間の相互主義に基づく場合もあるし、国際人権という形での超国家的な支援となることもある。このような事情から、アイデンティティの希薄化に苦慮しつつも、国家は人々の国境の開放化に抵抗しがたいのである(17)。近年の変化の中で二重市民権は、最もゼロサムゲームを構成しがちだと見なされよう。しかしこの二重市民権でさえ、海外同胞からの送金などの援助を合理的に計算すれば、ポジティブサムゲームになりうる。したがって、人々の国境形成・受容に関してはゼロサムゲームを乗り越える可能性が高くなるのである。

ただしこのことは、人々の国境が今後も常に開放化していくと確約するものではない。 というのは、非差別的でリベラルな市民権法を形成する国のひとつの特徴は、国境線が画 定しており国民形成が完成しているという理解が広がっていることである。本稿の概念を 用いれば、ナショナル・アイデンティティが確定し安定していることである⁽¹⁸⁾。したがっ

⁽¹⁷⁾ にもかかわらず、国家が人の開放化に抵抗したり阻止したりすることはよくある。例えば内部における 人の自由移動を標榜するヨーロッパ連合(EU)においてでさえ、新規加盟国であるブルガリアとルーマニア からの移民を英国などは入国規制しようとしている。

⁽¹⁸⁾ 他の要因には、その社会が大量の移民流入を経験し外国人住民を抱えていること、国家権力の主体と客体の一致を求める自由民主主義的価値を持っていることがある。これに関しては次を参照。Patrick Weil, "Access to Citizenship: A Comparision of Twenty-Five Nationality Laws," in T. Alexander Aleinikoff and Douglas Klusmeyer, eds., *Citizenship Today: Global Perspectives and Practices* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Press, 2001), pp. 17–35.

て、移民・外国人の流入がナショナル・アイデンティティを動揺させ続けたとしたら、再 び人々の国境を再定義しようという動きが出てくる可能性がある。実際、帰化手続きを厳 格化しようという近年の傾向はこの一部であろう。

しかしいずれにしても、領土と人々の属性的な違いは国境の開放性・閉鎖性に決定的な 影響を与えているのである。

おわりに――領土問題の今後

以上のような国境に関する領土と人々の違いを踏まえると、今後、領土問題はどのように推移していくと考えることができるのであろうか。もし「固有の人々」という存立条件が緩んでいるとすれば、「固有の領土」という存立条件についても中長期的に将来緩和される可能性を否定できない。

人々の帰属がその国際移動の活発化を通じて劇的に緩められたように、領土がひとつの国だけに帰属するという原則を緩めることはできないだろうか。例えば、「この領土はどの国家のものか」が気にならなくなればよい。前で触れたように、ある島とその周辺海域の資源を隣国と共同開発して利益を分け合うといった共同利用の取り決めは、その島がどの国家に帰属するかを重要でないものとするかもしれない。人々に関するナショナル・アイデンティティの変容が、領土に関わるそれを変容させるとすれば、想定しうることではないか。

一方で、このような考えは夢物語だと失笑を買う可能性も大きい。現在、領土問題は資源だけではなく「自分たちのものだ!」といったプライドや安全保障の観点が前面に出ており、出口がまったく見えないからである。本稿の用語を用いれば、柔軟性を欠いたナショナル・アイデンティティをめぐる政治の様相を濃くしているからである。しかし国民国家という政治システムは、誕生してから400年ほど、日本に至っては150年もたっていない。人々の国境に関する扱いの急激な変化を見ていると、今世紀中にも領土の国境問題を乗り越える知恵が現れる可能性は高いと期待してしまうのである(19)。

*本論文は、科学研究費補助金基盤研究(C)「市民権制度のポストナショナルな変容に関する国際比較研究」の成果でもある。

⁽¹⁹⁾ このアイデアの初出は、樽本英樹「魚眼図:領土は誰のもの?」『北海道新聞』2012年9月11日夕刊である。 樽本英樹『よくわかる国際社会学』ミネルヴァ書房、2009年も参照。